

5.1 28  
 952

芳秋第二五二號

昭和五年一月二十五日

警視總監 丸山鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿  
 社會 局長 官 殿  
 各 廳 府 縣 長 官 殿

此處は事務印を  
 署名を付すものなり

本庄合名會社工場、紛議ニ関スル件（發生解決）

- (1) 本庄合名會社工場、紛議ニ関スル件（發生解決）
- (2) 事實ハ工場縮小ニアリテ事業ヲ繼續シツルヲ以テ二十日請半當全額支給ヲ要求ス
- (3) 事實五八十三日要求ヲ答レ解決ス

標記工場、職工減員ニ関シ紛議ヲ生シタル之間又ナク

又本（監）解  
 本（監）解  
 二十三日  
 無  
 無

上ノ  
 上ノ  
 上ノ